

○尚綱学院大学教員個人評価運用内規

第1条 本内規は、尚綱学院大学自己点検・評価委員会規程第7条および「尚綱学院大学教員個人評価の基本方針」(2011年5月24日教授会承認)に基づき、教員個人評価の運用について定めるものである。

第2条 教員は、自らの活動を定期的に点検・評価し、その結果を自己申告するものとする。

2 点検・評価の項目、様式については、自己点検・評価委員会が定める。

3 教員によって申告された自己点検・自己評価の申告書は、大学として公表・共有し、全学の教育・研究活動等を高める施策に結びつける。

第3条 教員個人評価にあたっては、申告された内容に基づき、特に優れた活動を大学として積極的に評価する「ポジティブ評価」を基本とする。

2 評価の視点は「教育活動(大学院を含む)(ティーチング・ポートフォリオ方式)」に重点を置きつつ、「研究活動」「社会貢献活動」「大学運営活動」の4軸とし、軸ごとに評価を行うことを基本とする。

3 特に優れた活動については「卓越」と評価する。

第4条 自己点検・評価委員会規程第7条により設置される教員個人評価専門委員会(以下「評価専門委員会」という。)は、次の各号に掲げる評価専門委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長2名

(3) 教授会の議を経て、学長が指名する教授2名

(4) 教育活動の評価には、当該教員が担当する学群長、学類長が加わる。

2 評価専門委員会委員長は学長をもってあてる。

3 前第1項第3号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 教員個人評価は評価専門委員会での合議によって行う。また、前条第1項第3号の、教授会の議を経て、学長が指名する2名の評価専門委員と学群長、学類長の評価は、学長と副学長の合議で行い、副学長の評価は学長が行う。

2 委員長である学長は、自己点検・自己評価の申告を基に面談を行い、評価結果を当該個人にのみ通知する。

第6条 本内規の改廃は自己点検・評価委員会が行う。

附 則

本内規は、2011年7月19日から施行する。

本改正内規は、2014年4月1日から施行する。

本改正内規は、2016年4月1日から施行する。

本改正内規は、2017年4月1日から施行する。

本改正内規は、2019年4月1日から施行する。

本改正内規は、2022年4月1日から施行する。